

あんまち!!

ながら運転 厳罰化!

(令和元年12月1日より施行)

道路交通法の一部改正が行われ、主に「ながら運転」についての厳罰化が話題となっています。

- ・「ながら運転」とは!・・・運転中に「携帯電話など」(主に携帯やスマートフォン、タブレット端末や携帯型ゲーム機なども含まれます。)を操作・注視・通話をして、運転以外のことにも注意が向けられている状況

「ながら運転」をした場合 【携帯電話使用等(保持)】の罰則等		「ながら運転」をして ※「交通の危険」を生じさせた場合 【携帯電話使用等(交通の危険)】の罰則等			
改正前	●罰則 ●違反点 ●反則金	5万円以下の罰金 1点 大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円	改正前	●罰則 ●違反点 ●反則金	3ヶ月以下の懲役または 5万円以下の罰金 2点 大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円
	改正後	●罰則 ●違反点 ●反則金		6ヶ月以下の懲役または 10万円以下の罰金 3点 大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円	改正後

厳罰化!

※「交通の危険」とは!・・・運転中に、危うく事故を起こしかけた・事故を起こした場合を示す。

例：スマートフォンで漫画を読みながら運転し、道路を横断していた歩行者と危うく衝突しかけた。
：カーナビを注視または操作し続けながら運転し、乗用車に追突してしまった。

自動車だけでなく、自転車の運転中・歩行中も大変危険であることは変わりません。

安全を第一に考えて通行しましょう!

皆様一人ひとりの意識が安全なまちづくりを実現させます。よろしくお願いいたします。